

## 会 議 録

会議の名称	令和7年度第1回本庄市介護保険運営協議会		
開催日時	令和7年5月27日(火)	午前・ <span style="border: 1px solid black;">午後</span> 午前・ <span style="border: 1px solid black;">午後</span>	1時30分から 2時06分まで
開催場所	本庄市役所大会議室		
出席者	運営協議会：巴委員、堀口委員、高橋委員、菌部委員、竹内委員、太田委員、 内田委員、坂口委員、大塚委員、須藤委員、岡田委員 事務局：山田福祉部長 介護保険課：丸山課長、高柳課長補佐、福地主任、柿島主任 高齢者福祉課：内田課長、新井課長補佐、山口係長		
欠席者	丸橋委員、櫻井委員、森委員、清水委員		
議題 (次第)	1 開会 2 会長あいさつ 3 議題 報告事項 (1) 本庄市第11次高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画の策定について (2) 地域密着型サービス事業者公募について (3) 地域密着型サービスについて 4 その他 5 閉会		
配付資料	・会議次第 ・資料1 本庄市第11次高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画の策定について ・資料2 令和7年度地域密着型サービス事業者募集要領(案) ・資料3-1 本庄市地域密着型サービス事業所一覧 ・資料3-2 地域密着型サービス事業所指定・更新・廃止状況 ・資料3-3 地域密着型サービス利用状況一覧 ・資料4 認定審査期間等の公表について ・第9期介護保険運営協議会委員名簿		
主管課	福祉部介護保険課		

会 議 の 経 過	
発言者	発言内容・決定事項等
事務局	定刻となりましたので、ただいまより、令和7年度第1回本庄市介護保険

(高柳課長補佐)	<p>運営協議会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の司会進行を務めさせていただきます、介護保険課の高柳と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>開会に先立ちまして、本日、丸橋委員、櫻井委員、森委員、清水委員から欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。</p> <p>それでは開会にあたりまして、高橋会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
高橋会長	<p>委員の先生方お忙しいところご出席ありがとうございます。令和6年度から令和8年度にかけて第10次高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画が実施中でして、3年ごとに計画を策定するわけですが、今回は令和9年に始まる第11次高齢者福祉計画と第10期介護保険事業計画についてスケジュールなどの報告があると思いますが、よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局 (高柳課長補佐)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>議題に入ります前に、本日の資料の確認をさせていただきます。</p> <p>(配布資料確認)</p> <p>配布資料については以上になりますが、不足等がございましたらお申し付けいただければと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(なし)</p> <p>本庄市介護保険運営協議会委員の定数につきましては、本庄市介護保険条例第14条第1項により15名となっております。本日の出席委員は11名でございまして、2分の1以上に達しておりますので条例第16条第2項の規定に基づき、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、議題に入らせていただきます。</p> <p>議長は、介護保険条例第16条第1項の規定に従い、会長をお願いいたします。</p>
高橋議長	<p>議題の進行につきまして、皆様方のご協力をお願い申し上げます。</p> <p>まず議事録署名人の指名を行います。本日は名簿順で竹内委員と太田委員に議事録署名人をお願いいたします。</p> <p>それでは議題(1)本庄市第11次高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画の策定について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (高柳課長補佐)</p>	<p>(資料に基づき説明)</p>
高橋議長	<p>ありがとうございました。それではただいまの報告につきまして、ご質問ございましたらご発言をお願いします。</p>

高橋議長	それではないようですので続きまして、議題（２）地域密着型サービス事業者公募について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (高柳課長補佐)	(資料に基づき説明)
高橋議長	ありがとうございます。今の説明につきましてご質問、ご意見はございますか。
高橋議長	ないようですので、続きまして議題（３）地域密着型サービスについて、事務局からの説明をお願いします。
事務局 (高柳課長補佐)	(資料に基づき説明)
高橋議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見はございますか。
堀口副会長	多機能ホームノエルこだまさんの廃止について、伺っていいのかわからないですが、具体的な理由とあとは人手不足等何か考えられるのかなと思いますが、もし伺って大丈夫でしたらよろしくをお願いします。
事務局 (高柳課長補佐)	こちらでお聞きしております状況ですが、大きく言うと経営難というお話と聞いております。利用者が少ないとか、職員の確保が困難という理由ではなく、それ以外の経営的なものが影響しているとお伺いしているところでございます。
高橋議長	よろしいですか。他にございますか。
須藤委員	ノエルこだまさんですが、そこに入居していた方は、他のところへ移られたという理解でよろしいでしょうか。
事務局 (高柳課長補佐)	そのとおりです。市としてもそこにいらっしゃった利用者がどこに移られたかという報告を受けているところでございます。
須藤委員	あと1点いいでしょうか。 その下に管外被保険者受入とありますが、これもノエルこだまさんで上里の方がそこに入ったということですが、届出日が3月ですが、廃止になる1ヵ月前なのになんでだろうって。
事務局 (高柳課長補佐)	おっしゃるとおりで上里の方が入っていただいて少し経って4月になってから廃止という話となり、他のところへ移られたという形になっています。
須藤委員	そういったときに入居料みたいな料金の負担はどうなっちゃうのかなって疑問なんですけど。

高橋議長	どうなるかわかりますか。
事務局 (高柳課長補佐)	小規模多機能型居宅介護につきましては、介護保険のサービスであり、利用については特に初期費用などはかからない、使った分だけお支払いいただくという制度になりますので、そういうことは発生しないですが、隣に有料老人ホームあったのですが、そこに入居している方ですと有料老人ホームの初期費用といいますか精算みたいなものはあったのかもしれませんが、そこまで把握してない状態です。
高橋議長	他にございますか。ないようですので、これで本日の議題につきましては終了させていただきます。事務局へお返しします。
事務局 (高柳課長補佐)	ありがとうございました。次に次第4「その他」でございますが、事務局から1点ご報告させていただきたいことがございます。資料4をご覧ください。
事務局 (高柳課長補佐)	(資料に基づき説明)
事務局 (高柳課長補佐)	この件について、ご質問ございますか。
堀口副会長	大変短いということで素晴らしいと思いますが、短い理由があれば他市町の参考になるのかなと思うので教えていただければと思います。
事務局 (丸山課長)	資料4にあるかと思いますが、一番各市町村で期間がかかっているのが2ページ目の中段から下になりますが、主治医意見書が返ってくるまでの所要期間がかかったり、介護認定審査会等の事務処理の期間がかかったりしているのがどうしても時間が長くなっているような要因という形で分析されている結果でございます。私の方からは以上ですが、高橋会長からも何かありましたらよろしくお願ひします。
高橋会長	今日の会の会長ではなく、介護保険の認定審査会という会がありまして、その会長としての発言になってしまいますが、前から当市の介護保険認定審査会はスムーズに進んでいまして、埼玉県でも早いのではないかとこのうに伺っていましたが、今回初めて公に発表されたわけです。要因は、先ほど課長から説明したとおりだと思いますが、いずれにしても短ければ、申請してサービスを使うまでの待っている期間が短いということですから申請者にとってはプラスになる。前から一生懸命やっていたが、一番のポイントは医師が意見書を出す期間、診療が毎日忙しい中いろいろな書類を書いています、委員の先生方にも理解していただいてスムーズに返信してく

	<p>れていることは大きいですね。あとは、ここにも審査会委員の先生が何人かいらしておりますが、先生方は資料が届いて、資料が当初は紙ベースで、しかも個人情報が多いものですので、しっかりしたものに入れて職員の方が各審査会委員に配っておりましたが、3～4年前から会議用システムで送れるようになって、それぞれ資料を吟味するのが早い時間でできる。それと同時に当市は月火水木金と5班で審査会をやっております。何より事務局の担当係の方が努力してくれているということが大きいのではないかと思います。全国一番ということはよろしいことではないかと。今後も続けていきたいと思います。</p>
事務局 (丸山課長)	<p>ありがとうございました。 高橋会長におかれましては、本庄市介護認定審査会の会長をしていただいております。急なお願いをしてしまいました。申し訳ございませんでした。</p>
事務局 (高柳課長補佐)	<p>他に皆様から何かございますでしょうか。</p>
大塚委員	<p>質問ではなく教えていただきたいのですが、私も去年介護保険の認定申請を出したのですが、病院に入院中だったので現時点で認定ができないということで1回目は流れて、2回目を出して2回目は病院で立ち会ってくれるということで入院のときにやったのです。そこで一つ、これはあくまで個人的な意見ですが、入院中に介護認定した場合とその後リハビリ等で退院した場合で状態が変わる場合もあるのかと思います。1回認定を受けると1年くらい先で再認定ということになるのですが、これを短くするのは件数の問題もあるし国が決めた期間があるのでできないと思いますが、病院で認定するとリハビリ等で早い時期に認定区分が変わることもあると思うので認定方法についても考えていただければと思います。これはあくまで参考意見です。</p>
事務局 (丸山課長)	<p>貴重なご意見ありがとうございます。今後の参考にさせていただきます。</p>
事務局 (高柳課長補佐)	<p>他に皆様からございますでしょうか。 ないようですので、これで本日の日程はすべて終了いたしました。最後に閉会のあいさつを堀口副会長よりお願いしたいと思います。</p>
堀口副会長	<p>皆様、大変お疲れ様でございました。 また新たな計画を作るにあたりまして、今後ともよろしく願います。</p>

	これもちまして、令和7年度第1回本庄市介護保険運営協議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。
--	---